



No.29
平成19年7月27日

編集・発行
長崎市
(東長崎土地区画整理事務所)

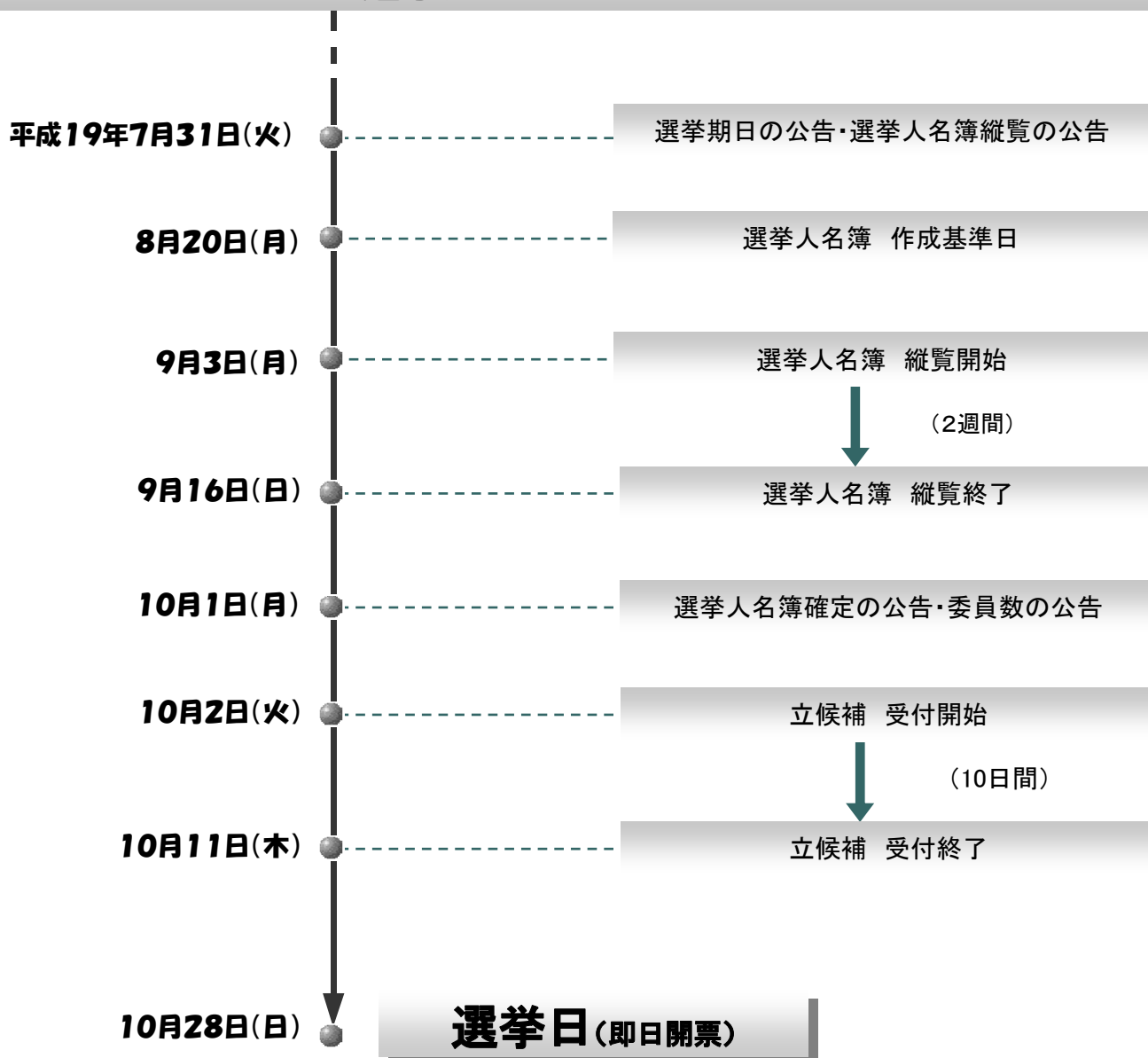
まちづくり・かわら版

審議会委員の選挙を行います。

盛夏の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

東長崎平間・東地区土地区画整理事業における、審議会委員の任期が本年11月13日(火)で満了するに伴い、審議会委員の選挙を平成19年10月28日(日)に行います。

選挙日までのスケジュール



審議会委員の役割について

審議会委員の仕事

主に仮換地の指定についての審議を行い、このほかに換地計画の作成、変更及びそれらに対する利害関係者の意見書についての審査や評価員の選任同意等について審議を行います。

審議会委員の任期

5年。

審議会委員の定数

土地所有者から選挙で選ばれる委員12人
借地権者から選挙で選ばれる委員1人
学識経験者として選任される委員2人

} 計15人

今回は、学識経験者を除く13人についての選挙を行います。なお、土地所有者と借地権者の割合の増減により、審議会委員の定数割合が変更になる場合があります。

審議会委員の立候補について

立候補資格

平成19年10月1日(月)に確定する選挙人名簿に記載されている、東長崎平間・東地区の土地所有者及び借地権者。

立候補の受付

平成19年10月2日(火)から11日(木)まで(土・日・祝を除く)、立候補の受付を行います。

立候補される方は、所定の用紙で提出していただく必要があります。所定の用紙は、東長崎土地区画整理事務所に用意します。

ご不明な点や質問等ございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

今後とも、平間・東地区土地区画整理事業に対するご理解、ご協力をお願いいたします。



〒851-0133

長崎市矢上町247番地の5
東長崎土地区画整理事務所
総務企画係・換地係

電話 095(839)5381

FAX 095(837)1046

E-mail higaku@city.nagasaki.lg.jp

案内図

